

令和元年度 第1回袖ヶ浦市消防委員会 会議録要旨

- ・委員会に先立ち、任期途中の委員交代（自治会選出2名）に伴い、午後3時20分より、市長室にて委嘱状の交付（委嘱期間：令和元年6月15日から令和2年6月14日）を実施した。

- 1 開催日時 令和元年7月4日（木） 午後3時50分 開会  
午後5時15分 閉会

- 2 開催場所 市保健センター1階集団指導室

- 3 出席委員

委員長	大森 正行	委員	内藤 恵子
副委員長	佐久間 貢	委員	乗竹 智之
委員	関谷 佳久	委員	浅井 佳宏
委員	菅野 浩	委員	三好 茂子
委員	高浦 辰雄		

(欠席委員) なし

- 4 出席職員

消防長	大野 勝美	予防課副参事	勝呂 憲夫
消防次長	石井 智	指揮統制副参事	伊東 克治
本部参事	堀越 眞治	総務課副参事	鳥飼 信也
長浦消防署長	小簾 廣秋	総務課副課長	原 隆雄
予防課長	三橋 達也		

- 5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	3人
傍聴人数	なし

- 6 議 題

- (1) 平成30年度主要事業の成果等について
- (2) 平成31年上期火災発生状況について
- (3) 平成31年上期火災・救急・救助の出動状況について
- (4) 消防力適正配置等調査結果に基づく今後の方向性について
- (5) 消防の広域化に関する動きについて（千葉県消防広域化推進計画）
- (6) その他

- 7 議 事

- (1) 開 会 事務局 総務課 原副課長
- (2) 挨 拶 大森委員長  
大野消防長

- (3) 議 題

- 1) 平成30年度主要事業の成果等について〔資料1～11ページ〕

所管する各課署の長から、資料のとおり説明があった。

・職員研修事業	石井消防次長
・無線県域及び共同指令センター運営事業	石井消防次長
・消防団活動運営事業	石井消防次長
・非常備消防用車両購入事業	石井消防次長
・消防用車両購入事業	石井消防次長
・統合消防庁舎建設事業	石井消防次長
・消防団詰所建設事業	石井消防次長
・消防水利整備管理事業	石井消防次長
・防火調査指導事業	三橋予防課長
・危険物規制事業	三橋予防課長
・消防署警防活動運営事業	堀越参事

〔意見・質疑〕

関谷委員Q：消防団の活動に対して、援助費等の名目で区等自治会から補助金を授受しているとおも  
う。他の分団も区等自治会から補助金を受けているのか。

大森議長A：消防団へ活動費を支給していない区等自治会もある。

消防次長A：市の予算で年間の活動費として、各分団へ130万円の活動交付金を支給している。

消防長A：区等自治会からの補助金等については把握していない。「消防団活動運営事業」について  
は市の予算についての説明である。

佐久間委員Q：防火調査指導事業の「2 事業実績（3）住宅用火災警報器の設置率」だが、新築の住  
宅は初めから設置されているのか。設置率が向上した理由はなにか。

予防課長A：平成20年に市火災予防条例により、すべての住宅に設置するよう義務化されたことか  
ら、20年以降の新築住宅は設置済みであると認識している。

設置率の調査は5月に国の基準に基づき、偏りが無いよう、市内全域を無作為に抽出し  
た100世帯に聞き取りしたものである。

設置率が向上した理由については、20年度以前に建設された住宅の設置率が向上した  
ものと理解している。

菅野委員Q：住宅用火災警報器の設置場所について伺う。

予防課長A：寝室及び寝室が2階以上の階にある場合は、寝室と階段上部になる。

寝室が複数室あれば、それぞれの寝室に設置する必要がある。

2) 平成31年上期火災発生状況について〔資料12～16ページ〕

予防課長から資料のとおり説明があった。

- ・平成31年上期火災発生状況
- ・平成31年上期火災の詳細
- ・平成31年上期建物火災の概要
- ・平成31年上期出火原因別
- ・平成31年上期火災概要 種別件数
- ・火災発生件数の推移

〔意見・質疑〕

佐久間委員Q：消防団が活動しているものであれば、火災の件数ごとに活動人数を計上することがで  
きないか。

予防課長A：本項目は、火災の発生概要に関するものであるため、消防団員の活動人数を計上する

ことになると別の項目になる。

3) 平成31年上期火災・救急・救助の出動状況について〔資料17～21ページ〕  
指揮統制班副参事から資料のとおり説明があった。

- ・平成31年災害出動状況
- ・平成31年救急概要 出動件数及び搬送人員状況
- ・平成31年救助概要 出動件数及び活動件数状況
- ・救助出動推移

〔意見・質疑〕

意見・質疑なし

4) 消防力適正配置等調査結果に基づく今後の方向性について〔資料22～32ページ〕  
消防次長から資料に基づいて説明あった。

〔意見・質疑〕

浅井委員Q：26ページの「5. 現状消防力の運用効果」で走行時間を示しているが、道路状況は混雑しているもので算出したのか。

消防次長A：実際に緊急走行をしたものではなく、道路の幅員に応じ走行時速を指定、コンピューター処理したものである。

浅井委員Q：27ページの「6. 消防署の適正配置の検討」で7分及び9.5分の到着率を指標としているが、その理由は何か。

消防次長A：災害現場までの走行時間を短く4.5分以内とすると消防署の数は多くなり、逆に12分や16分とした場合は消防署の数は少なくなる。  
本市の現状を加味し、委託事業者である消防防災科学センターからの助言により、7分及び9.5分を採用した。

浅井委員Q：仮に現消防本部・中央消防署の敷地（福王台）に統合消防庁舎を建設するとした場合の対応について伺う。

消防次長A：現消防本部・中央消防署の敷地は5,000㎡弱であることから、他の場所に仮設庁舎を建設する必要がある。

仮設庁舎の建設費など、様々な観点から検証し、建設候補地を決定していく。

浅井委員Q：統合消防庁舎の完成までのスケジュールについて伺う。

消防長A：スケジュールについては、現段階では決定しておらず、公表する段階ではない。

関谷委員Q：消防本部・中央消防署及び長浦消防署の耐震状況について伺う。

消防次長A：ともに耐震基準は満たしている。

乗竹委員Q：指令業務は現在、ちば消防共同指令センターで運用している。

隣接市からの応援受援体制がある程度確立されていると思うが、それらについても説明材料になるのではないか。

消防長Q：近隣市からの応援受援体制が確立されてきたことは事実であるが、その体制が整ったから、消防庁舎を減らすと言う訳ではない。本市の市域面積等を考慮したうえで、2署体制でも対応できるのではないかとということで検討をしてきたところである。

5) 消防の広域化に関する動きについて（千葉県消防広域化推進計画概要）

〔資料33～37ページ〕

消防次長から資料に基づいて説明があった。

〔意見・質疑〕

浅井委員Q：消防の広域化と本市の2署体制との関係性について伺う。

消防次長A：消防の広域化と本市の2署体制については、それぞれ別で考えている。

6) その他

(4) 閉 会 事務局 総務課 原副課長

以 上

# 令和元年度第1回消防委員会

## 次 第

日 時 令和元年7月4日(木)  
16時00分～17時15分  
場 所 市保健センター1階集団指導室

### 1. 開 会

2. 挨拶 (大森委員長)  
(大野消防長)

### 3. 議 題

- (1) 平成30年度主要事業の成果等について
- (2) 平成31年上期火災発生状況について
- (3) 平成31年上期火災・救急・救助の出動状況について
- (4) 消防力適正配置等調査結果に基づく今後の方向性について
- (5) 消防の広域化に関する動きについて(千葉県消防広域化推進計画)
- (6) その他

### 4. 閉 会

令和元年度第1回消防委員会【会議】出席者名簿

	役 職	氏 名	備 考
1	消防委員	関谷 佳久	自治会を代表する者
2	消防委員	菅野 浩	自治会を代表する者
3	消防委員	高浦 辰雄	自治会を代表する者
4	消防委員	佐久間 貢	消防関係者
5	消防委員	内藤 恵子	消防関係者
6	消防委員	乗竹 智之	消防関係者
7	消防委員	浅井 佳宏	学識経験者
8	消防委員	三好 茂子	学識経験者
9	消防委員	大森 正行	学識経験者
	職 名	氏 名	備 考
1	消防長	大野 勝美	
2	消防次長	石井 智	
3	参事（中央消防署長取扱）	堀越 眞治	
4	長浦消防署長	小籬 廣秋	
5	予防課長	三橋 達也	
6	予防課副参事	勝呂 憲夫	
7	総務課指揮統制班副参事	伊東 克治	
8	総務課副参事	鳥飼 信也	事務局
9	総務課副課長	原 隆雄	事務局

# 令和元年度第1回消防委員会



(袖ヶ浦市マスコットキャラクター：ガウラ)

令和元年7月4日(木)

袖ヶ浦市消防本部

## 目次

### (1) 平成30年度主要事業の成果等について

- ・職員研修事業（総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- ・無線県域及び共同指令センター運営事業（総務課）・・・・ P2
- ・消防団活動運営事業（総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・ P3
- ・非常備消防用車両購入事業（総務課）・・・・・・・・・・・・ P4
- ・消防用車両購入事業（総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・ P5
- ・統合消防庁舎建設事業（総務課）・・・・・・・・・・・・・・ P6
- ・消防団詰所建設事業（総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・ P7
- ・消防水利整備管理事業（総務課）・・・・・・・・・・・・・・ P8
- ・防火調査指導事業（予防課）・・・・・・・・・・・・・・・・ P9
- ・危険物規制事業（予防課）・・・・・・・・・・・・・・・・ P10
- ・消防署警防活動運営事業（中央消防署）・・・・・・・・ P11

### (2) 平成31年上期火災発生状況について（予防課）

- ・平成31年上期火災発生状況・・・・・・・・・・・・・・・・ P12
- ・平成31年上期火災の詳細・・・・・・・・・・・・・・・・ P13
- ・平成31年上期建物火災の概要 出火原因別・・・・・・・・ P14
- ・平成31年上期火災概要【種別件数】・・・・・・・・ P15
- ・火災発生件数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・ P16

### (3) 平成31年上期火災・救急・救助の出動状況について

（総務課 指揮統制班）

- ・平成31年災害出動状況・・・・・・・・・・・・・・・・ P17
- ・平成31年救急概要 出動件数及び搬送人員状況・・・・ P19
- ・平成31年救助概要 出動件数及び活動件数状況・・・・ P20
- ・救助出動推移・・・・・・・・・・・・・・・・ P21

### (4) 消防力適正配置等調査結果に基づく今後の方向性について

・・・・ P22

### (5) 消防の広域化に関する動きについて

（千葉県消防広域化推進計画概要）・・・・ P33

### (6) その他 参考資料（袖ヶ浦市消防委員会条例）・・・・ P38



## ○ 職員研修事業〔消防本部総務課〕

### 1 事業の目的

近年多発している地震、記録的豪雨、竜巻等の大規模な自然災害や新たな都市型災害等、消防が対応すべき事象が大規模化、複雑化、多様化している状況を背景に、消防職員に対し消防の責務を正しく認識させ、人格の陶冶、知識・技術の習得、体力の錬成、規律の保持、協働精神のかん養を図り、能率のかつ的確に職務を遂行し得るような教育訓練を実施し、市民の生命・身体・財産を守り安心して暮らせるまちづくりに貢献する。

### 2 事業の実績等

#### (1) 事業の内訳

研修場所	研修名等	研修目的	人数
消防大学校 (1名)	警防科	教育指導者としての専門的知識の修得	1
千葉県消防学校 (16名)	中級幹部科	上級幹部の補佐及び部下の指揮監督	1
	初任科	業務上必要な基礎的知識技術の習得	8
	予防査察科	違反処理等に係る専門的知識の習得	1
	救急科	救急業務従事者育成	2
	救助科	救助業務の専門知識、技術の習得	2
	訓練指導科	訓練礼式、ポンプ操法等指導員要領	2
救急救命九州研修所 (1名)	指導救命士養成研修	救急業務に携わる職員に対する教育技法や地域MCとの連携方法等の習得	1
君津中央病院 (22名)	救急研修	救命士再教育研修、JPTEC講習他	22
その他研修 (7名)	潜水土受験講習	潜水土国家資格取得	2
	技能講習	小型移動式クレーン運転技能等習得	2
	災害事例研究会他	最新の災害事例に対する研修他	3
合計 (延べ人数)			47

#### (2) 事業費の内訳

(単位：円)

区分	金額
旅費・研修負担金	3,915,010
手数料・委託料	56,124
合計	3,971,134

### 3 目標に対する成果

消防職員として、高度化・専門化する業務並びに大規模災害等に対応するため、警防・予防・救急・救助等の特定分野に関する専門知識や技術を習得することができた。

平成30年度は延べ47名の消防職員が研修を受講し、消防技術等を習得した。

### 4 決算の推移

(単位：千円)

決算額の推移		平成30年度		左の財源内訳			
28年度	29年度	予算現額	決算額(案)	国県支出金	地方債	その他	一般財源
3,432	3,451	4,007	3,971				3,971

○ 無線県域及び共同指令センター運営事業 [消防本部総務課]

1 事業の目的

平成25年4月1日より運用している、無線県域（デジタル消防救急無線の千葉県主体による県下31消防本部一斉整備）及び、ちば消防共同指令センター（千葉市ほか10市1町8一部事務組合）について、構成市町村による共同整備の維持管理、運営を行い、災害情報の共有化を図り同時発生の火災や大規模災害等に対して相互応援体制の確保を目的とする。

2 事業の実績

(1) 事業費等

・負担金、補助金及び交付金

【ちば消防共同指令センター運用経費】	16,872,173円
ちば消防共同指令センターの施設維持費、共同指令システム保守点検費用等	
【消防救急無線設備維持管理負担金】	4,597,680円
無線県域デジタル化に伴う千葉縣市町村総合事務組合事務の各市費用按分に従う費用	
合計	21,469,853円

(2) 特定財源

消防救急無線設備電気料	75,993円
-------------	---------

3 目標に対する成果

災害情報の共有化により、隣接市との応援体制が容易になり、速やかな災害対応ができた。また、デジタル消防救急無線の活用により相互の連絡体制が充実し、安全な災害活動ができ、住民の負託にこたえることができた。

4 決算の推移

(単位：千円)

決算額の推移		平成30年度		左の財源内訳			
28年度	29年度	予算現額	決算額(案)	国県支出金	地方債	その他	一般財源
19,783	27,083	22,493	<del>21,546</del>			76	<del>21,470</del>
			21,470				21,394

## ○ 消防団活動運営事業 [消防本部総務課]

### 1 事業の目的

地域に密着し、地域防災の中核的な役割を果たす消防団組織の運営の円滑化を図り、活動しやすい環境づくりを推進するとともに、訓練等を通して地域防災力の更なる維持強化を図る。

### 2 事業の実績

#### (1) 事業費等

・非常勤消防団員報酬	16,295,600円
・費用弁償(会議、災害出動、訓練等)	945,070円
・消防団PR用広報紙作成19,500部他	174,408円
・消防団員福祉共済保険	1,239,000円
・委託料(広報紙折込)	91,497円
・消防公務災害等負担金	10,184,348円
・活動運営交付金	24,090,000円
・その他(旅費、各種協議会等負担金他)	672,294円
支出合計	53,692,217円

#### (2) 研修・訓練関係

研修場所等	研修名等	内 容	人数
県消防学校	消防団員指導員研修	団員の指導員を養成し、消防団の活性化を図る	1
	指揮幹部科分団指揮課程	消防団の管理運営及び活性化に資する広い知識の習得	2
	指揮幹部科現場指揮課程	現場指揮者としての職責を自覚し安全管理の知識及び技術の習得	1
消防署等	新入団員初任教育他	消防団組織等に関する基礎知識等の習得	57
	秋季全体訓練	機関操作及び救出方法等の習得	145
各方面	方面隊活動	独自活動(中継訓練・自主防災訓練へ参加等)	192
合計(延べ人数)			398

#### (3) 特定財源

・消防団員福祉共済返戻金	99,946円
・寄附金(ふるさと納税)	6,154,000円

### 3 目標に対する成果

消防団の活動しやすい環境づくりを推進するため、処遇の改善や各種災害を想定した訓練並びに近隣市との合同訓練等を実施したことにより、消防団活動が活性化され、災害対応能力の向上と強化を図ることができた。

平成30年度は4名の幹部団員等が専門研修を受講し、組織の運営管理等の知識を習得した。

### 4 決算の推移

(単位：千円)

決算額の推移		平成30年度		左の財源内訳			
28年度	29年度	予算現額	決算額(案)	国県支出金	地方債	その他	一般財源
51,606	52,705	56,011	53,692			6,254	47,438

## ○ 非常備消防用車両購入事業〔消防本部総務課〕

### 1 事業の目的

複雑多様化する災害に対応するため、老朽化した消防車両を最新装備の車両に更新し、災害時における警防体制の充実を図るとともに、被害の拡大防止及び軽減を図ることを目的とする。

### 2 事業の実績

#### (1) 事業の内訳

・旅費（申請時に係る旅費）	1,500円
・需用費（消防防災関係財政補助事務必携購入、一般消耗品）	6,000円
・役務費（消防団積載車自動車損害保険料、リサイクル料）	40,110円
・備品購入費（小型動力ポンプ付積載車購入 第14.17分団配備）	21,708,000円
・公課費（自動車重量税）	65,600円
合 計	21,821,210円

#### (2) 特定財源

消防防災施設強化事業補助金（県）	924,000円
石油貯蔵施設立地対策等交付金（県）	18,000,000円

### 3 目標に対する成果

老朽化した非常備消防車両2台を、救助資器材等を搭載した小型動力ポンプ付積載車に計画的に更新することにより、消防力の維持、市民の安心安全が確保された。

### 4 決算の推移

(単位：千円)

決算額の推移		平成30年度		左の財源内訳			
28年度	29年度	予算現額	決算額(案)	国県支出金	地方債	その他	一般財源
		21,827	21,821	18,924			2,897

## ○ 消防用車両購入事業〔消防本部総務課〕

### 1 事業の目的

複雑多様化する災害に対応するため、老朽化した消防車両を最新装備の車両に更新し、災害時における警防体制の充実を図るとともに、被害の拡大防止及び軽減を図ることを目的とする。

### 2 事業の実績

#### (1) 事業の内訳

・旅費（交付金ヒアリングに係る旅費）	1,800円
・役務費（消防ポンプ自動車損害保険料、リサイクル料）	28,134円
・備品購入費（消防ポンプ自動車更新）	48,384,000円
・公課費（自動車重量税）	17,500円
合計	48,431,434円

#### (2) 特定財源

石油貯蔵施設立地対策等交付金（県）	48,000,000円
-------------------	-------------

### 3 目標に対する成果

老朽化した消防ポンプ自動車1台を計画的に更新したことにより、災害時における即応体制が図られ、被害の拡大防止及び軽減、消防力の充実強化が保たれた。

### 4 決算の推移

(単位：千円)

決算額の推移		平成30年度		左の財源内訳			
28年度	29年度	予算現額	決算額(案)	国県支出金	地方債	その他	一般財源
141,680	34,629	48,446	48,431	48,000			431

## ○ 統合消防庁舎建設事業〔消防本部総務課〕

### 1 事業の目的

老朽化し建て替え時期を迎えている消防庁舎（消防本部・中央消防署及び長浦消防署）の移転集約等を踏まえ、合理的で経済的な消防サービスが提供できるよう消防体制の見直しを図りながら消防力の充実強化を推進する。

### 2 事業の実績

#### (1) 事業の内訳

・その他委託料（消防力適正配置調査等委託）	5,184,000円
合 計	5,184,000円

### 3 目標に対する成果

現状の分析及び今後の消防体制のあり方等について、具体的な課題の抽出や事業全体の方針を整理するため、消防防災科学センターに消防力適正配置等調査委託を行い、今後の消防力整備、運用効果等の方策を得られた。

### 4 決算の推移

(単位：千円)

決算額の推移		平成30年度		左の財源内訳			
28年度	29年度	予算現額	決算額(案)	国県支出金	地方債	その他	一般財源
		5,184	5,184				5,184

## ○ 消防団詰所建設事業 [消防本部総務課]

### 1 事業の目的

災害時等、消防団拠点施設として、補修等により維持してきたが、老朽化が著しく、建て替えをし、市民の不安解消と非常備消防力の充実を図る。

### 2 事業の実績

#### (1) 事業の内訳

(単位：円)

区 分	内 容	金 額
報償費	境界立会い謝礼	5,000
旅費	申請等(千葉東税務署)	600
需要費	一般消耗品	3,000
役務費	手数料(確認申請手数料・完了検査手数料)	20,000
委託料	用地測量、不動産鑑定	2,368,440
工事請負費	第9分団詰所解体撤去工事	3,324,240
公有財産購入費	第8分団詰所用地購入	15,987,108
合 計		21,708,388

### 3 目標に対する成果

第8分団と第9分団が組織統合したことに伴い、第9分団詰所を解体撤去し地権者に土地を返還するとともに、第8分団詰所用地は借地であることから、新たに詰所建設用地を取得するなど、地域に密着した消防団の活動拠点を整備することで、消防力の強化と市民の不安解消及び非常備消防力の充実を図ることができた。

### 4 決算の推移

(単位：千円)

決算額の推移		平成30年度		左の財源内訳			
28年度	29年度	予算現額	決算額(案)	国県支出金	地方債	その他	一般財源
	27,726	21,712	21,708				21,708

## ○ 消防水利整備管理事業 [消防本部総務課]

### 1 事業の目的

消火栓や防火水槽を計画的に整備し、水利不足地帯の解消を進めるとともに、火災発生時に必要な消防用水を確実に使用できるよう、消防水利の適正な維持管理を行う。

### 2 事業の実績

#### (1) 事業の内訳

(単位：円)

区 分	内 容	金 額
需用費	一般消耗品、川原井地区防火水槽蓋工事代	41,758
委託料	水利管網図製本作成	388,800
工事請負費	岩井地区防火水槽解体	3,067,200
備品購入費	ホース格納箱(2基)消火栓用ホース等購入	680,400
一般負担金	消火栓維持管理負担金(1,393基)	6,042,529
工事等補償費	岩井防火水槽解体に伴う電柱移設費	209,630
合 計		10,430,317

### 3 目標に対する成果

土地所有者から要望のあった岩井地区の防火水槽を解体撤去し、土地を返還するとともに、川原井地区の防火水槽を修理するなど、市内消防水利の適正な維持管理等を行ったことにより、火災に対する地域住民の不安を解消することができた。

### 4 決算の推移

(単位：千円)

決算額の推移		平成30年度		左の財源内訳			
28年度	29年度	予算現額	決算額(案)	国県支出金	地方債	その他	一般財源
5,673	7,995	10,433	10,430				10,430



## ○ 防火調査指導事業 [予防課]

### 1 事業の目的

市民自ら予防対策を講じ、火災が発生した場合に適切な初動対応をとることができるよう防火指導や火災予防啓発活動を実施し、防火意識の高揚並びに火災等による被害の減少を図る。

### 2 事業の実績

#### (1) 火災発生状況 (種別火災発生状況)

H30. 4. 1～31. 3. 31

火災種別	件数	焼失面積	被害額 (千円)
建物火災	11	650 m <sup>2</sup>	10,147
林野火災	1	4 a	
車両火災	2	2 台	1,339
船舶火災	1	1 艘	15
その他の火災	17	22,955 m <sup>2</sup>	640
計	32		12,141

#### (2) 防火指導及び高齢者宅防火診断実施状況 H30. 4. 1～31. 3. 31

防火指導実施回数	防火指導延べ対象人員	高齢者宅防火診断
106回	11,833人	76戸

#### (3) 住宅用火災警報器設置率

年度	平成29年度	平成30年度
袖ヶ浦市	65.0%	69.0%
千葉県	77.6%	78.6%

#### (4) 事業費内訳

(単位：円)

区分	事業費	区分	事業費
報償費	375,014	使用料及び賃借料	147,744
旅費	20,640	原材料費	21,492
需用費	592,567	備品購入費	23,760
役務費	114,048	合計	1,365,794
委託料	70,529		

#### (5) 特定財源

防火防災啓発事業助成金 20,000円

### 3 目標に対する成果

火災予防運動の機会を捉え、消防行事を実施し市民の防火意識の高揚に努めた。また立入検査を111施設実施し、防火管理体制及び管理を指導した。住宅用火災警報器の設置率については、前年度より向上し、設置普及を継続し、啓発に努めることができた。

### 4 決算の推移

(単位：千円)

決算額の推移		平成30年度		左の財源内訳			
28年度	29年度	予算現額	決算額(案)	国県支出金	地方債	その他	一般財源
1,525	1,491	1,420	1,366			20	1,346

## ○ 危険物規制事業〔予防課〕

### 1 事業の目的

消防法令に基づき危険物施設の適正な安全管理の徹底を図る。また危険物施設の安全基準の確保に努め、危険物施設事故による被害の軽減を図る。

### 2 事業の実績

#### (1) 各種申請及び届出受理・審査件数

区 分	件数	区 分	件数
製造所等設置(変更)申請	392	保安統括管理者選解任届	2
製造所等完成検査申請	325	保安監督者選解任届	58
水圧・水張検査申請	26	譲渡引渡届	43
仮使用申請	211	廃止届	88
仮貯蔵・仮取扱申請	45	資料提出	182
完成検査前検査申請	7	品名・数量変更届	29
保安検査申請	9	合 計	1417

#### (2) 事業費内訳(保安班、全体支出額)

(単位：円)

区 分	事業費	区 分	事業費
変更許可審査委託	2,691,000	保安検査委託	7,961,000
完成検査前検査委託	2,713,500	その他	225,586
		合 計	13,591,086

#### (3) 立入検査

	検査実施月	立入検査対象地区・施設	事業所数	施設数
危険物施設	7月～8月	一般地区	15	23
	9月～10月	一般地区	15	21
	1月～3月	製造所 貯蔵所 取扱所(コンビ地区)	29	844
	11月、3月	移動タンク貯蔵所	4	6
		合 計	63	894

#### (4) 特定財源

危険物施設許可等手数料 13,591,086円

### 3 目標に対する成果

危険物施設の管理について、上期及び下期に分け、立入検査を894施設実施し、自主保安の確立を促すことができた。また事業所が消防行事に参加し防災、防火の共通認識を持つことができた。

### 4 決算の推移

(単位：千円)

決算額の推移		平成30年度		左の財源内訳			
28年度	29年度	予算現額	決算額(案)	国県支出金	地方債	その他	一般財源
14,457	11,140	13,598	13,591			13,591	

# ○ 消防署警防活動運営事業 [中央消防署]

## 1 事業の目的

近年複雑多様化する災害に対応するため、消耗・老化した警防・救急機械器具等を計画的に補充・更新し、点検・保守管理することにより、消防活動体制の維持強化、要救助者及び隊員の安全確保を図り、被害の軽減及び拡大防止、災害により発生した傷病者の適切な処置・搬送することを目的とする。

## 2 事業の実績

### (1) 応急手当普及啓発活動の実績

(単位：人/回数)

年 度	普通救命講習	上級救命講習	救急指導
平成30年度	506人/40回	25人/1回	2,614人/53回
平成29年度	576人/48回	19人/1回	2,314人/53回
平成28年度	609人/51回	13人/1回	1,902人/59回

### (2) 事業費の内訳

(単位：円)

事業名	金額	内容等
旅費	85,200	特別救助隊現地訓練・救急隊管外出動
需用費	4,432,487	一般消耗品・食糧費・印刷製本費・一般修繕費一般医薬材料費等
役務費	6,354,763	手数料(ボンベ耐圧検査・高圧ガス自主検査・救急用資器材定期点検他)
委託料	894,888	その他委託料(携帯型救急モニター他保守点検・感染性産業廃棄物処理委託)
備品購入費	6,258,858	機械器具費(救助機械器具・水難救助器具購入・消防ホースAED他購入代)
合計	18,026,196	

### (3) 特定財源

石油貯蔵施設立地対策交付金

5,054,000円

### (4) 改善点等

応急手当普及啓発活動については、アメリカ心臓協会から最新の世界共通指導方法が日本蘇生協議会(JRC)を通じて示されており、一人でも多くの心停止傷病者が社会復帰に至るよう、市民に対して最新の各種救急指導を推進している。

## 3 目標に対する成果

災害現場活動で、消耗・劣化した警防、救急、救助活動用資機材・機械器具等を、計画的に補充・更新し、消防活動体制の維持強化を図るとともに、定期点検を実施して各種災害に備えた。

## 4 決算の推移

(単位：千円)

決算額の推移		平成30年度		左の財源内訳			
28年度	29年度	予算現額	決算額(案)	国県支出金	地方債	その他	一般財源
12,291	15,732	18,128	18,026	5,054			12,972

# 平成31年【上期】火災発生状況

各年1.1～.5.31

区 分		単位	平成31年 (A)	平成30年 (A)	増 減 (A) - (B)
総 件 数		件	10	22	-12
種 別 (件数)	建 物 火 災	件	3	11	-8
	林 野 火 災	〃	0	2	-2
	車 両 火 災	〃	0	0	0
	船 舶・航 空 機 火 災	〃	0	0	0
	そ の 他 の 火 災	〃	7	9	-2
焼 損 面 積	建 物 (取りまとめ中1件除く)	m <sup>2</sup>	3	270	-267
	林 野	a	0	1	-1
	車 両	台	0	0	0
	船 舶・航 空 機 火 災	隻・機	0	0	0
	そ の 他 (取りまとめ中1件除く)	m <sup>2</sup>	<del>17,325</del> 17,335	2,673	<del>14,652</del> 14,662
損 害 見 積 額	建 物 火 災 (取りまとめ中1件除く)	千円	0	6,264	-6,264
	林 野 火 災	〃	0	0	0
	車 両 火 災	〃	0	0	0
	船 舶・航 空 機 火 災	〃	0	0	0
	そ の 他 火 災 (取りまとめ中1件除く)	〃	45	0	45
死 者	人	0	3	-3	
負 傷 者	人	0	6	-6	
出 火 率	%	0.47	1.73	-1.26	

※ 出火率とは、人口1万人当たりの出火（建物）件数をいう。

※ 令和元年5月31日現在の人口63,828人

平成31年上期 火災の詳細

番号	日付	時間	発生場所	種別	概要
1	1/19	8:10	坂戸市場	その他	休耕田の枯草が焼失したもの
2	1/29	14:10	長浦	建 物	ゴミ処理施設内のゴミが焼失したもの
3	2/14	9:57	代宿	建 物	コンロ付近の可燃物が燃えたもの
4	2/21	19:17	上泉	その他	溶断作業中にスクラップが焼失したもの
5	2/22	13:20	神納	その他	野焼きが拡大したもの
6	3/5	18:20	長浦	その他	コンテナに廃棄された可燃物が焼損したもの
7	3/14	11:18	川原井	その他	解体家屋の廃材が焼失したもの
8	4/5	15:07	長浦	その他	中央分離帯の枯草が焼失したもの
9	4/11	2:18	横田	建 物	木造平屋建て住宅1棟全焼及び2階建て住宅1棟ぼや
10	5/17	19:40	久保田	その他	側溝の落ち葉が焼失したもの

平成31年上期建物火災の概要

(取りまとめ中建物火災1件除く)

		焼損棟数(棟)
全	焼	
半	焼	
部	分	焼
ぼ	や	1
合	計	2

H31. 1. 1~R元5. 31

		り災世帯数(世帯)
全	損	
半	損	
小	損	1
合	計	1

建物火災1件当たり

焼損面積	1.5	m <sup>2</sup>
損害額	0	千円
焼損棟数	1	棟
り災世帯数	0.5	世帯
り災人数	0.5	人

平成31年上期出火原因別

(取りまとめ中2件除く)

H31. 1. 1~R1. 5. 31

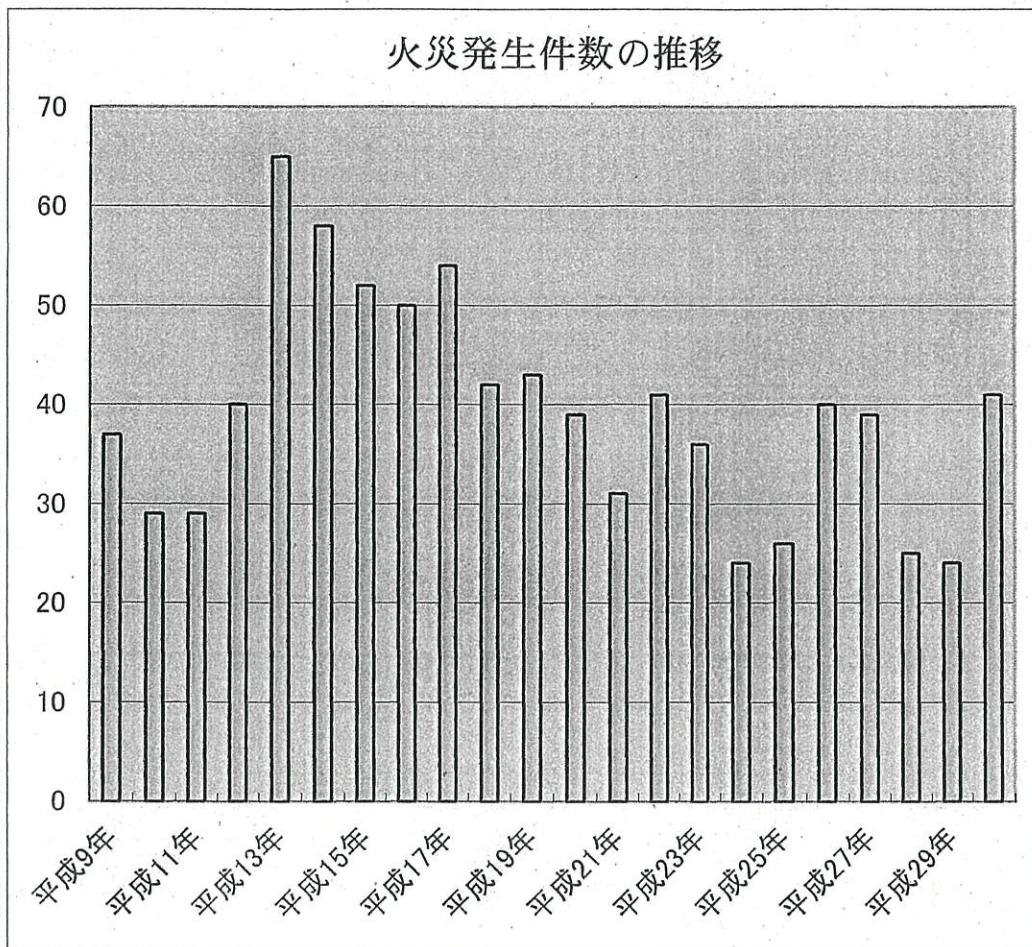
原因	件数(火災番号)		率
焚き火 野焼きの拡大	3	(1・5・7番)	<del>37</del> 38%
放火 (放火の疑い含む)			0%
火遊び			0%
電気			0%
こんろ			0%
たばこ			0%
その他	1	(4番)	13%
不明	4	(2・3・6・8番)	50%
合計	8		100%

平成31年上期火災概要【種別件数】

H31.1.1～R元..5.31

月・種別	建物	林野	車両	船舶	航空機	爆発	その他	合計
1	1						1	2
2	1						2	3
3							2	2
4	1						1	2
5							1	1
6								0
7								0
8								0
9								0
10								0
11								0
12								0
合計	3	0	0	0	0	0	7	10

年	件数
平成8年	47
平成9年	37
平成10年	29
平成11年	29
平成12年	40
平成13年	65
平成14年	58
平成15年	52
平成16年	50
平成17年	54
平成18年	42
平成19年	43
平成20年	39
平成21年	31
平成22年	41
平成23年	36
平成24年	24
平成25年	26
平成26年	40
平成27年	39
平成28年	25
平成29年	24
平成30年	41
平成31年 (令和元年)	10



平成31年上期(5月31日現在)



平成31年災害出動状況

H31.1.1～R元.5.31

月	種別／件数	火災	救急支援	PA連携	救助支援	警戒	緊急確認	危険排除	風水害	危険物	特別危険物	その他	他市応援	計
1	出動件数	2	16	40	3		3	1				5	20	90
2	出動件数	3	12	23	6		4	1				1	4	54
3	出動件数	2	13	23	5			2				2	4	51
4	出動件数	2	6	23	4		4	2					3	44
5	出動件数	1	4	22	3		4	4				3	3	44
6	出動件数													0
7	出動件数													0
8	出動件数													0
9	出動件数													0
10	出動件数													0
11	出動件数													0
12	出動件数													0
合計	出動件数	10	51	131	21	0	15	10	0	0	0	11	34	283

PA連携とは、ポンプ車(Pumper)と救急車(Ambulance)が同時に出動するものであり、双方の頭文字からPAと名前をつけたものです。

種別	その他災害適用基準	例
救急支援	救急隊のみでは活動困難な事案に、ポンプ車隊等が支援する 安全管理が必要な事案	幹線道路での交通事故、二階部等で搬送困難の傷病者
PA連携	救命事案の救急事故で、救急車とポンプ車隊が同時出動する事案	意識なし、呼吸なし
救助支援	交通事故、労災、その他の事故で人命救助活動を要する事案であり特別救助隊と同時出動する事案	狭窄による交通事故
警戒	災害が発生する恐れがあり消防隊を事前に配備する必要がある事案	
緊急確認	災害か否かを緊急に確認しなければならない事案	無言通報、煙が見える、ガス臭い、自火報の鳴動
危険排除	火災、救助以外で、放置すれば火災又は人命危険の発生が予想され、当該危険を排除するための活動をする事案	交通事故のオイル漏洩 河川等への油脂漏洩
風水害	暴風、豪雪、豪雨等、その他異常な自然現象に起因する災害事案	床下浸水
危険物	一般地域において、危険物等を取り扱う施設又は積載した車両から危険物等が漏洩又は飛散した事故	
特別危険物	特別防災区域等において、危険物を取り扱う施設から危険物等の漏洩又は飛散した事故	コンビナート地区
その他	上記に分類されない事案	誤報
他市応援	管轄地域以外の地域へ消防車、救急車などを応援出動させる事案	

平成31年救急概要  
出動件数及び搬送人員状況

H31. 1. 1～R元. 5. 31

月／種別／出動件数／ 搬送人員	火 災	自然 災害	水 難	交 通	労 災	運 動 競 技	一 般 負 傷	加 害	自 損	急 病	その他				合 計
											転 院 搬 送	医 師 搬 送	資 機 材 搬 送	そ の 他	
1月	出動件数	4		24	4		31	3	3	221	25			2	317
	搬送人員			24	4		29	1	3	191	25			1	278
2月	出動件数	1		23	1	2	32	4	3	166	15			2	249
	搬送人員	1		25	1	2	30	3	2	135	15				214
3月	出動件数	1		22	6	3	25	2	1	163	11			1	235
	搬送人員			21	6	3	22	1	1	135	11				200
4月	出動件数	1		16	4	7	20	3	2	152	15			1	221
	搬送人員			14	4	7	17	3	2	129	15				191
5月	出動件数	1		12	4	4	36	1	1	145	8			1	213
	搬送人員			12	4	3	33			135	8				195
6月	出動件数														
	搬送人員														
7月	出動件数														
	搬送人員														
8月	出動件数														
	搬送人員														
9月	出動件数														
	搬送人員														
10月	出動件数														
	搬送人員														
11月	出動件数														
	搬送人員														
12月	出動件数														
	搬送人員														
出動件数合計		8		97	19	16	144	13	10	847	74			7	1,235
搬送人員合計		1		96	19	15	131	8	8	725	74			1	1,078

署別出動件数

H31. 1. 1～R元. 5. 31

月／署	中央		長浦		平川		合計	
	出動件数	搬送人員	出動件数	搬送人員	出動件数	搬送人員	出動件数	搬送人員
1月	107	90	128	113	82	75	317	278
2月	90	77	103	83	56	54	249	214
3月	82	72	92	78	61	50	235	200
4月	87	77	88	75	46	39	221	191
5月	74	69	76	70	63	56	213	195
6月								
7月								
8月								
9月								
10月								
11月								
12月								
合計	440	385	487	419	308	274	1,235	1,078

平成31年救助概要  
出動件数及び活動件数状況

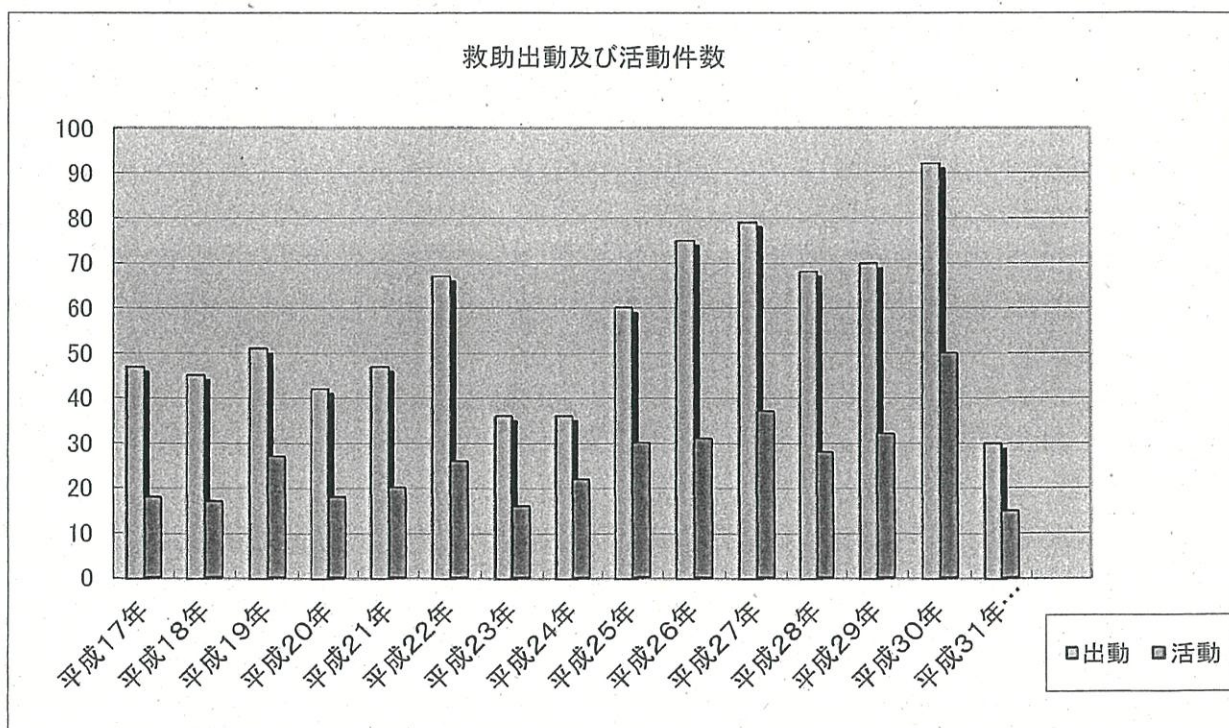
H31.1.1～R元.5.31

月	種別／件数	火災		交通事故	水難事故	風水害等自然災害	機械による事故	建物による事故	ガス及び酸欠事故	破裂事故	その他事故	合計
		建物	建物以外									
1	出動件数	1		1							5	7
	活動件数	1		1								2
2	出動件数			2				2			2	6
	活動件数			1				2			1	4
3	出動件数		1	3				1			3	8
	活動件数		1	1				1			1	4
4	出動件数	1		2				1			1	5
	活動件数	1		1				1				3
5	出動件数			1	1						2	4
	活動件数			1	1							2
6	出動件数											0
	活動件数											0
7	出動件数											0
	活動件数											0
8	出動件数											0
	活動件数											0
9	出動件数											0
	活動件数											0
10	出動件数											0
	活動件数											0
11	出動件数											0
	活動件数											0
12	出動件数											0
	活動件数											0
合計	出動件数	2	1	9	1	0	0	4	0	0	13	30
	活動件数	2	1	5	1	0	0	4	0	0	2	15

# 救助出動推移

年	出動	活動
平成17年	47	18
平成18年	45	17
平成19年	51	27
平成20年	42	18
平成21年	47	20
平成22年	67	26
平成23年	36	16
平成24年	36	22
平成25年	60	30
平成26年	75	31
平成27年	79	37
平成28年	68	28
平成29年	70	32
平成30年	92	50
平成31年(令和元年)	30	15

5月31日まで



※平成31年は1月1日から5月31日までの数値  
 ※棒グラフ…左が「出動件数」、右が「活動」件数

#### (4) 消防力適正配置等調査結果に基づく今後の方向性について

袖ヶ浦市公共施設（建築物）の再編整備計画（平成27年8月）に基づき、3キロメートルほどに隣接する消防本部・中央消防署と長浦消防署はともに建て替え時期を迎えていることから、機能分担の見直しにより、必要な消防力を維持させながら再配備することについて検討しており、平成30年度に「消防力適正配置等調査」を実施しました。

今後は、本調査結果等を参考に人員及び車両配置等を合理化した2署体制で検討を進めることとし、統合消防庁舎の建設候補地について、行財政面を含め、総合的に精査したうえで、最も効率・効果的な方策を検討してまいります。

# 消防力適正配置等調査（概要）

## 1. これまでの検討経緯

年 月	概 要
平成25年8月	消防本部消防体制の充実強化に係る調査及び検討を実施し、消防本部の充実強化に寄与することを目的とする「消防体制充実強化検討委員会」を消防本部内に設置。
平成27年8月	「袖ヶ浦市公共施設（建築物）の再編整備計画」により、消防本部・中央消防署及び長浦消防署が見直しを図る施設として位置づけたことから、集約や移転を検討することとなった。
平成28年12月	消防体制充実強化検討委員会設置要綱第7条の2第1項の規定に基づき、消防庁舎建設に係る調査及び検討を行うことを目的とした「袖ヶ浦市消防庁舎建設検討委員会」を消防本部内に設置。
平成30年6月	消防力適正配置等調査委託 （一般財団法人消防防災科学センター）
平成30年7月	老朽化した消防庁舎について、消防力の再配備の推進を図り、防災拠点としての消防庁舎実現に向けた方策の調査、検討を行うため、「袖ヶ浦市統合消防庁舎整備検討委員会」を庁内に設置。

## 2. 調査の目的

袖ヶ浦市では少子化による人口減少の影響は他の地域と比較し軽微であるものの、高齢化による影響は他の地域と同様に顕在化すると考えられ、救急事案をはじめとする消防需要の増加が推測される。

現状の消防力の運用効果そのものには大きな課題はないが、中央消防署と長浦消防署はいずれも老朽化が進んでおり、近い将来に建て替えの時期を迎えていることから、本調査は消防需要に対応した効率、効果的な消防体制の構築に向け、現状の消防力並びに課題を把握した上で、消防署及び消防車両等の整備に当たり、消防力体制の検討を実施し、今後の消防力整備の方策検討に資することを目的とする。

### 3. 調査内容

袖ヶ浦市管内で発生する災害に対して、最も効率、効果的に対処できる消防力の適切な配置を検討した。

#### (1) 検討対象消防力

- ① 消防署
- ② 消防車両

#### (2) 検討内容

- ① 現状の消防力の運用効果の算定
- ② 消防力の適正配置と運用効果の算定
- ③ 消防庁舎の機能と規模の検討
- ④ 消防体制の整備方策の検討

#### (3) 消防力運用効果及び適正配置の算定

- ① 道路状況に応じた走行時間の算定
- ② 地区ごとの消防需要及び人口等を整理



管内各地区の必要性を考慮した平均走行時間及び到着率の算定

これらを評価指標として、消防署の体制や消防力配置案を比較し消防力の適正配置の検討を行った。

### 4. 現況と災害の発生状況

#### (1) 現況

袖ヶ浦市消防本部は、1973年に袖ヶ浦町消防本部として開設され、市制施行に伴い、現在の袖ヶ浦市消防本部となった。管轄面積は94.93km<sup>2</sup>であり、消防本部・中央消防署、長浦消防署及び平川消防署の1本部3署体制で全市域を守備している。

名称	敷地	構造・規模	建築年	道路状況等
消防本部	約 4,094 m <sup>2</sup>	R C造 2/0、延床面積 799 m <sup>2</sup>	昭和 48年	市内中心部で利便性良好
中央消防署		R C造 2/0、延床面積 1,491 m <sup>2</sup>	昭和 60年 増改築	国道 16号に面しアクセス良好 訓練等を考慮すると敷地狭隘・老朽化
長浦消防署	約 9,996 m <sup>2</sup>	R C造 2/0、延床面積 1,328 m <sup>2</sup>	昭和 53年	石油コンビナートに近接 主要国道 16号には迂回出動 埋立地のため液状化の恐れ、標高低地・老朽化
平川消防署	約 1,633 m <sup>2</sup>	R C造 2/0、延床面積 806 m <sup>2</sup>	平成 14年	市内内陸部中心地 県道横田停車場上泉線に面しアクセス良好



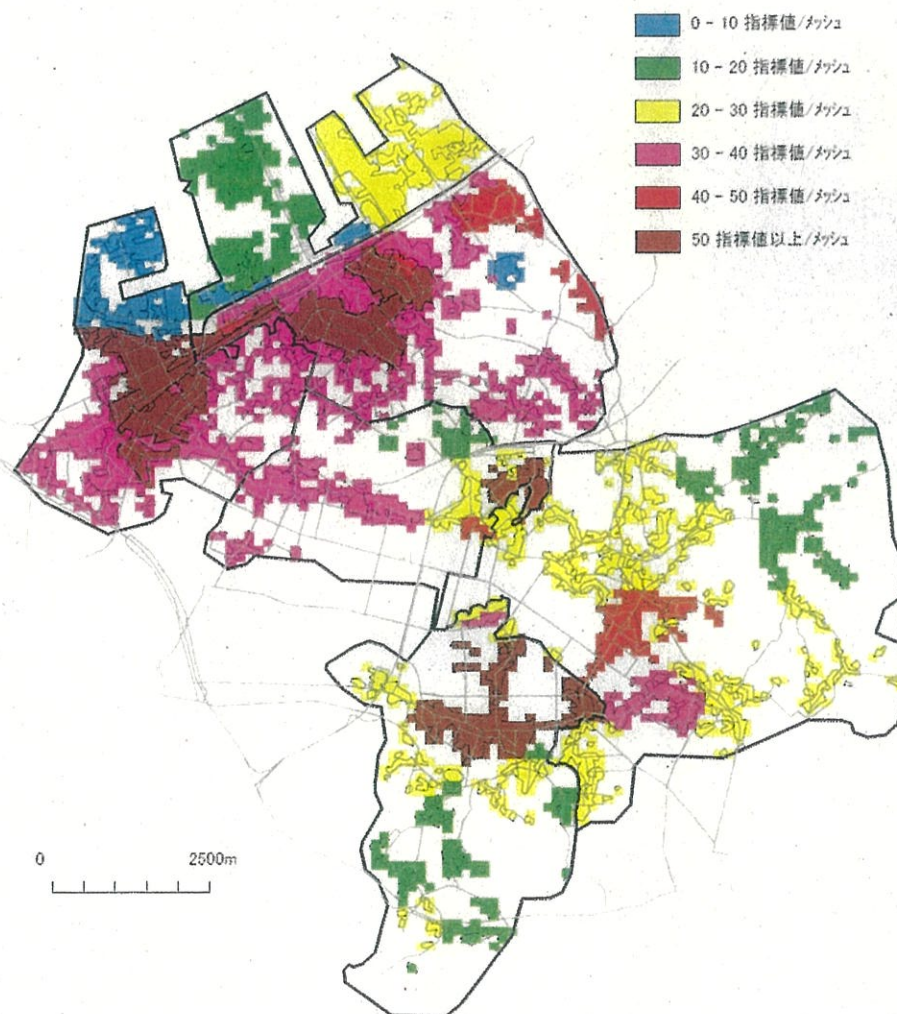
## (2) 消防需要の指標化

消防署の運用の検討にあたり、消防需要の指標化を行い、指標値は火災と救急事案を基に、構成地域ごとに火災と救急事案の数に応じて指標値を按分した。

構成地域	火災[世帯数]事案			救急事案		消防需要 指標値
	全火災	世帯数	指標化	実数	指標化	
第1地域(昭和地区)	27	7,559	8,766	2,101	13,079	21,845
第2地域(長浦地区)	41	11,978	13,312	3,326	20,705	34,017
第3地域(根形地区)	25	2,374	8,117	637	3,965	12,082
第4地域(平岡地区)	24	2,840	7,792	1,087	6,767	14,559
第5地域(中富地区)	20	1,965	6,494	760	4,731	11,225
第6地域(コンビナート地区)	17	0	5,519	121	753	6,272
全 域	154	26,716	50,000	8,032	50,000	100,000

※指標化及び指標値は四捨五入しており、各値と集計値は一致しない場合がある

※火災件数は5か年(平成25年～29年)、救急件数は3か年(平成27年～29年)



消防需要指標値の分布

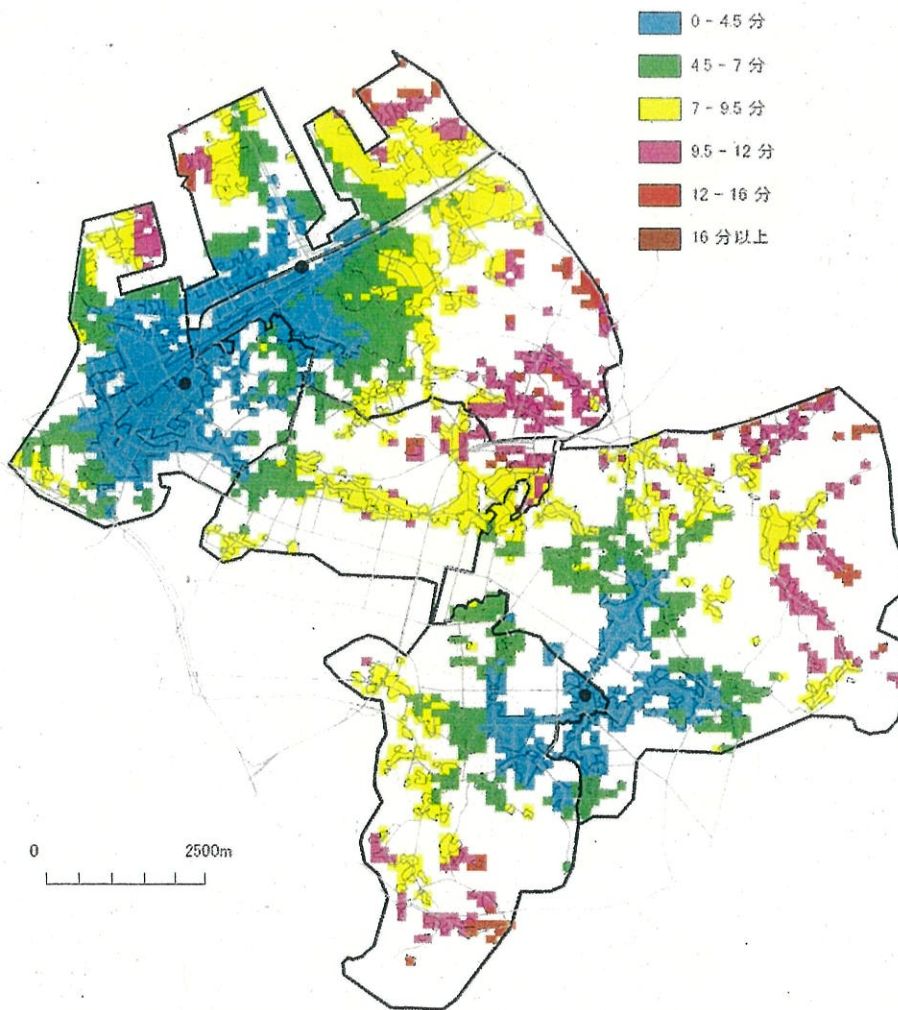
## 5. 現状消防力の運用効果

### (1) 消防署の運用効果

各署から、4.5分、7分、9.5分、12分及び16分以内に到着できる消防需要指標値の比率と平均走行時間を示す。

構成地域	消防需要 指標値	走行時間と消防需要の累積比率[%]					平均走行 時間[分]
		4.5分 以内	7分 以内	9.5分 以内	12分 以内	16分 以内	
第1地域 (昭和地区)	21,845	82	99	100	100	100	3.1
第2地域 (長浦地区)	34,017	30	79	90	99	100	5.9
第3地域 (根形地区)	12,082	1	21	76	100	100	8.5
第4地域 (平岡地区)	14,559	36	71	88	99	100	5.8
第5地域 (中富地区)	11,225	35	82	93	99	100	5.5
第6地域 (コンビナート地区)	6,272	12	51	82	98	100	7.4
全 域	100,000	37	73	90	100	100	5.7

※比率は小数点以下、平均走行時間は小数点以下第2位で四捨五入して表示している。



各消防署からの走行時間

## 6. 消防署の適正配置の検討

本調査では、7分及び9.5分の到着率を指標値とし、消防署の適正配置と運用効果の算定を行った。

### (1) 3署の適正配置

(現状と同じ3署を自由に再配置する。)

### (2) 2署の適正配置

(現状から1署減じた2署を自由に再配置する。)

### (3) 平川消防署を固定し2署の適正配置

(3署体制として、平川消防署を固定し残る2署を自由に再配置する。)

### (4) 平川消防署を固定し1署の適正配置

(2署体制として、平川消防署を固定し残る1署を自由に再配置する。)

### (5) 平川消防署を固定し中央消防署又は長浦消防署に統合した場合

(現状の3署体制から、中央消防署又は長浦消防署を整理・統合した配置。)

## 7. 2署体制とした場合の運用効果

2署体制は3署体制より運用効果は低くなるものの、短時間の到着率に限られ9.5分到着率は差がほとんどないことが示された。また、2署体制の場合、1署当たりの配置人員増員による部隊連携の強化により、より高い消防サービスを提供できる効果もあることから、2署体制について検討をした。

### (1) 平川消防署を固定し1署適正配置

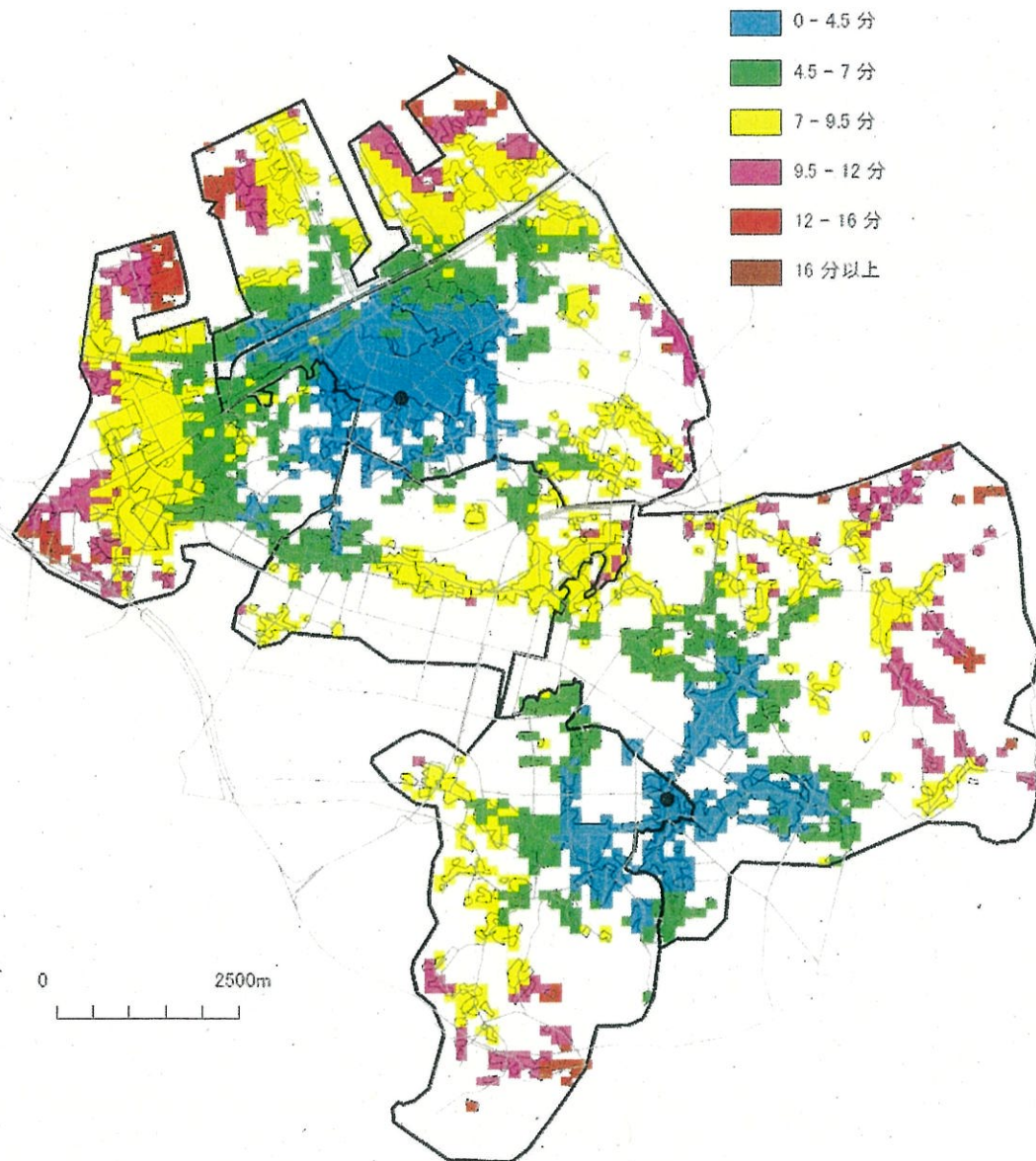
### (2) 平川消防署を固定し長浦消防署に統合した場合

### (3) 平川消防署を固定し中央消防署に統合した場合

(1) 平川消防署を固定し1署適正配置（蔵波台5丁目 勝下交差点付近）

構成地域	全火災 件数	到着できる指標[累積,%]					平均走行 時間(分)
		4.5分以内	7分以内	9.5分以内	12分以内	16分以内	
第1地域 (昭和地区)	27	7 (-76)	64 (-36)	89 (-11)	100	100	7.1 (4.0)
第2地域 (長浦地区)	41	62 (34)	92 (16)	96 (6)	100 (1)	100	4.1 (-1.9)
第3地域 (根形地区)	25	5 (5)	26 (7)	90 (15)	100	100	8.0 (-0.6)
第4地域 (平岡地区)	24	39	75	90	99	100	5.6
第5地域 (中富地区)	20	36	83	94	99	100	5.4
第6地域 (コンビナート地区)	17	2 (-10)	32 (-20)	72 (-10)	96 (-2)	100	8.5 (1.1)
全 域	154	30 (-3)	65 (-3)	90 (1)	99	100	6.1 (0.1)

※括弧内は現状配置との差分、累積比率は0.5%、平均到着時間は0.05分より小さな変化は「変化無し」、大きな変化は四捨五入して表示している。

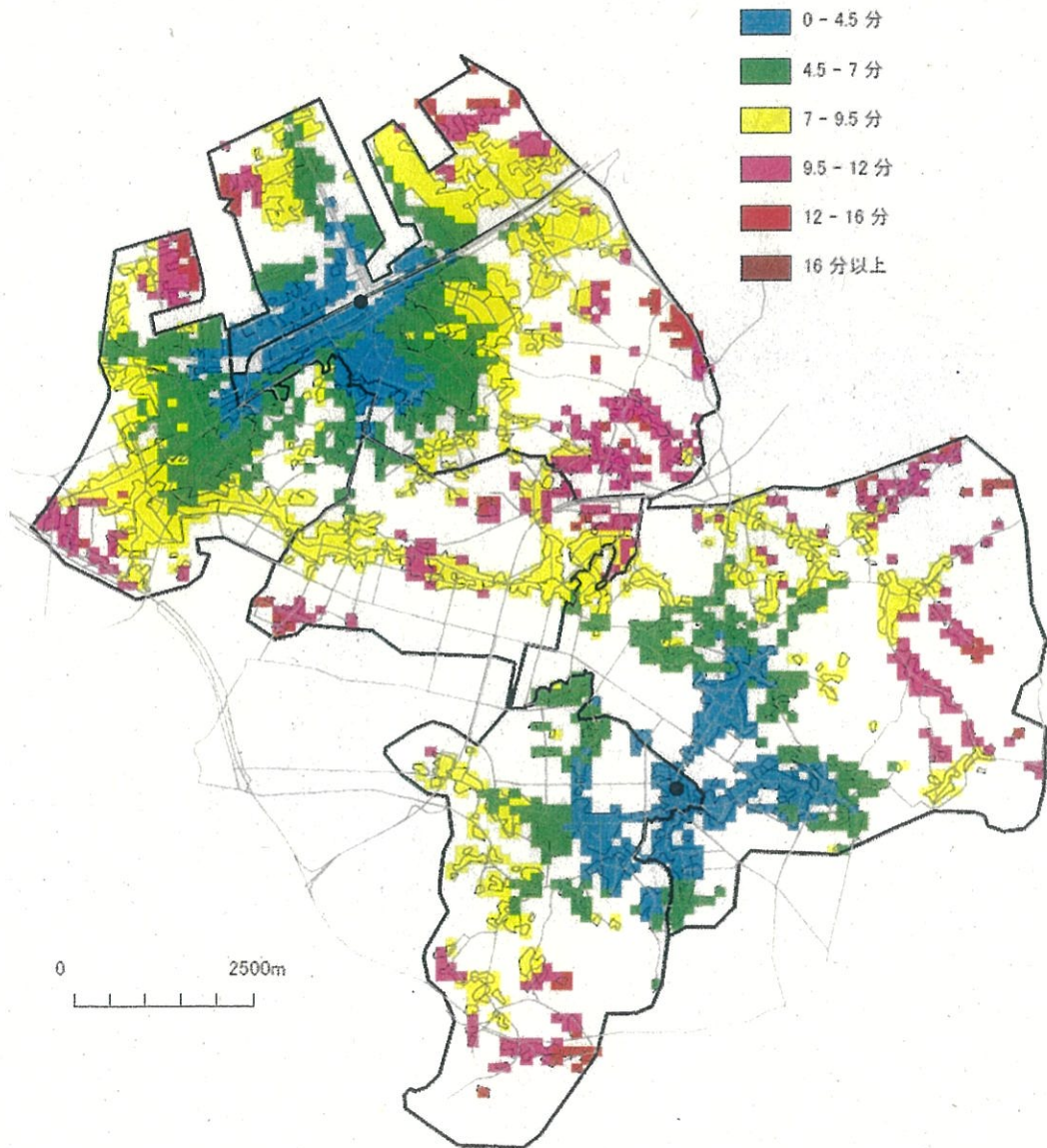


最先着ポンプ車の走行時間（火災事案）

(2) 平川消防署を固定し長浦消防署に統合した場合

構成地域	全火災 件数	到着できる指標[累積, %]					平均走行 時間(分)
		4.5分以内	7分以内	9.5分以内	12分以内	16分以内	
第1地域 (昭和地区)	27	6 (-77)	80 (-20)	95 (-5)	100 -	100 -	6.5 (3.4)
第2地域 (長浦地区)	41	26 (-2)	76 -	90 -	99 -	100 -	6.2 (0.2)
第3地域 (根形地区)	25	0 -	8 (-11)	68 (-7)	100 -	100 -	9.0 (0.4)
第4地域 (平岡地区)	24	39 -	75 -	90 -	99 -	100 -	5.6 -
第5地域 (中富地区)	20	36 -	83 -	94 -	99 -	100 -	5.4 -
第6地域 (コンビナート地区)	17	12 -	52 -	82 -	98 -	100 -	7.4 -
全 域	154	20 (-13)	63 (-5)	87 (-2)	100 (1)	100 -	6.7 (0.7)

※括弧内は現状配置との差分、累積比率は0.5%、平均到着時間は0.05分より小さな変化は「変化無し」、大きな変化は四捨五入して表示している。

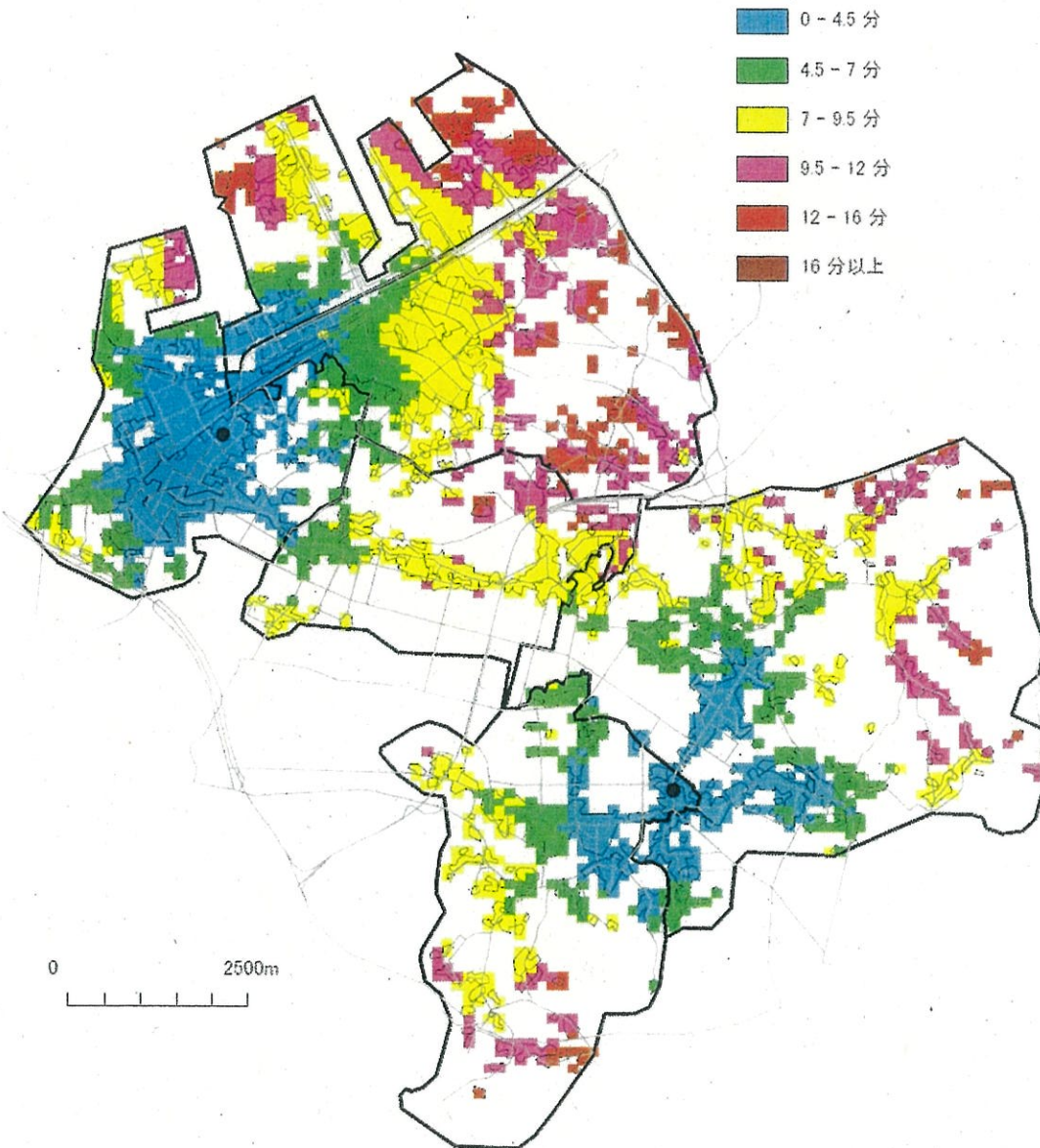


最先着ポンプ車の走行時間 (火災事案)

(3) 平川消防署を固定し中央消防署に統合した場合

構成地域	全火災 件数	到着できる指標[累積.%]					平均走行 時間(分)
		4.5分以内	7分以内	9.5分以内	12分以内	16分以内	
第1地域 (昭和地区)	27	81 (-2)	100 -	100 -	100 -	100 -	3.1 -
第2地域 (長浦地区)	41	10 (-18)	41 (-33)	74 (-16)	97 (-2)	100 -	7.9 (1.9)
第3地域 (根形地区)	25	0 -	19 -	73 (-2)	100 -	100 -	8.6 -
第4地域 (平岡地区)	24	39 -	75 -	90 -	99 -	100 -	5.6 -
第5地域 (中富地区)	20	36 -	83 -	94 -	99 -	100 -	5.4 -
第6地域 (コンビナート地区)	17	6 (-6)	21 (-31)	49 (-33)	87 (-11)	100 -	9.5 (2.1)
全 域	154	27 (-6)	55 (-13)	81 (-8)	98 (-1)	100 -	6.7 (0.7)

※括弧内は現状配管との差分、累積比率は0.5%、平均到着時間は0.05分より小さな変化は「変化無し」、大きな変化は四捨五入して表示している。



最先着ポンプ車の走行時間 (火災事案)

## 8. 調査のまとめ

調査の結果、3署と2署体制を比べたところ、短時間の到着率低下以外は大きな違いはないことが確認された。また、ポンプ車であれば2台が同じ消防署より出動できることからペア運用が原則となること、救急車は統合消防署に2台配置され、救急事案の同時発生にも対処しやすくなることから、より強化された出動体制とすることが期待できる。加えて、消防力を集約して配置することから、各種車両を運用する部隊の専任化や部隊間の連携もとり易くなると考えられることから、将来的に2署体制とすることが効果・効率的であるといえる。

なお、2署体制としたときの消防署の位置については、建築年の浅い平川消防署を活用し、一方で統合消防署の建設候補地として、①新たに土地を求める場合、②中央消防署敷地、③長浦消防署敷地のいずれかとなる。

## 今後の方向性

### 1. 消防体制のあり方について（3署体制と2署体制）

防災拠点の多い3署体制の方が短時間でカバーできる地域が多いことから現場到着率は高く、2署体制では現場到着率はやや低くなる。

しかしながら、平均走行時間9.5分以内での現場到着時間に大差はなく又、消防本部発足当初と比較し、道路網が整備され、さらに、平成25年度から指令業務がちば消防共同指令センターにて一元化されたことにより、一定の要件（救命対応等）はあるものの隣接市との応援・受援体制が強化されている。

また、出動体制については、2署体制の場合、1署当たりの配置人員が増員され、かつ、特殊資格等を有する職員が集約されることから、より効率的な高い消防サービスを提供できる部分もある。

このほか、3署体制とした場合、消防本部・中央消防署と長浦消防署を同時に建て替える必要があり、多額の建設費等を要する。

以上のことから、立地条件や財政面等を踏まえ、消防力が低下することのないよう総合的に判断し人員及び車両配置等を合理化した2署体制で検討を進めることとする。

### 2. 統合消防庁舎建設候補地について

統合消防庁舎建設候補地については、諸条件を整理するとともに、行財政面を含め、総合的に精査したうえで、下記3案をベースに検討を進める。

(1) 新たに土地を求め統合消防庁舎を建設

(訓練施設の用地が確保できなければ、別に確保する必要がある。)

(2) 消防本部・中央消防署敷地内(4,094.04㎡)に統合消防庁舎を建設

(訓練施設を別に確保する必要がある。)

(3) 長浦消防署敷地内(9,996.96㎡)に統合消防庁舎を建設



## (5) 消防の広域化に関する動きについて（千葉県消防広域化推進計画概要）

### 1 計画策定の趣旨

消防力の強化による住民サービス向上や消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化を図るため、最も有効な消防の広域化を推進し、小規模消防本部の体制強化を図ることが喫緊の最重要課題である。

### 2 これまでの動き

平成18年の消防組織法の改正に伴い、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」が示され、本指針に基づき、平成20年に千葉県が「千葉県消防広域化推進計画」を策定され、袖ヶ浦市の広域化の枠組みは君津4市及び安房地区を含んだものとなっていたが、進展はないのが現状である。

### 3 広域化の対象となる市町村の組み合わせ等について

消防組織法改正から10年以上経過し、再度地域における消防組織のあり方を再検討すべきタイミングとして、平成30年4月1日に「市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部改正」が発出され、推進期限が平成36年4月1日に延長された。

- ・初年度：千葉県消防広域化推進計画を再策定
- ・次年度以降の5か年：実践期間

（広域化市町村を指定したうえで、小規模消防本部に重点を置いた広域化を推進する。）

#### (1) 国の指針に基づく広域化対象市町村の要件

特定小規模消防本部	消防吏員数	50人以下	栄町
準特定小規模消防本部	消防吏員数	100人以下	富津市、富里市
小規模消防本部	管轄人口	10万人未満	袖ヶ浦市、君津市他5市

※特定小規模消防本部は重点地域に可能な限り指定することが望ましい消防本部として、また、準特定・小規模消防本部についても広域化対象消防本部として、いずれも県が策定する計画書に広域化対象として記載された。

#### (2) 消防広域化重点地域の指定

- ① 十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域
- ② 広域化の機運が高い地域

#### (3) 市町村の組み合わせ

- ① 準特定小規模消防本部となる富津市を含めた君津市、木更津市、袖ヶ浦市
- ② 小規模消防本部となる袖ヶ浦市を含めた木更津市、市原市

※将来的には、共同指令センターの運用状況などを踏まえながら、より広域的な組み合わせを検討する。

## 広域化対象市町村と重点地域の指定

前記の広域化対象市町村の要件に該当する市町村については、今後、消防広域化を検討すべきものとして、広域化対象市町村に指定します。

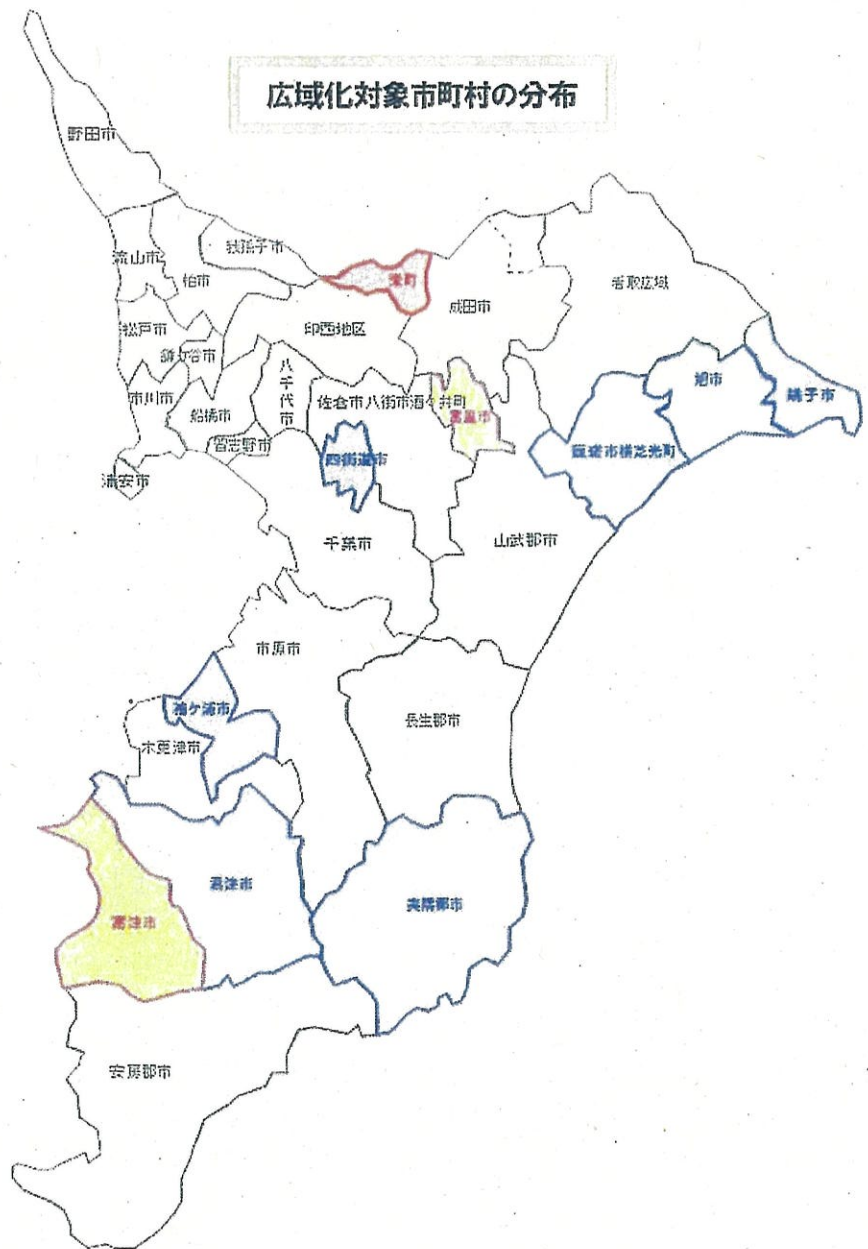
各地域における広域化協議の開始に向け、広域化対象として指定した市町村に隣接する地域を基本とし、協議開始のきっかけとなる場（会議・説明会等）を設定します。

その後、関係する市町村相互の協議状況により、必要に応じて調整を図るなど、広域化に向けた取組を支援します。

広域化の気運が高まり、協議会等の設置など、具体的な取り組みが進んだ地域を「広域化重点地域」として指定します。

### 《広域化対象市町村》

<b>栄町</b>
<b>富津市</b>
<b>富里市</b>
<b>銚子市</b>
<b>旭市</b>
<b>君津市</b>
<b>四街道市</b>
<b>袖ヶ浦市</b>
<b>匝瑳市横芝光町</b> 構成市町：匝瑳市・横芝光町
<b>夷隅郡市</b> 構成市町：勝浦市・いすみ市 大多喜町・御宿町



【富津市：準特定小規模消防本部】

・パターン1

隣接する地域



構成地域	面積	管轄人口		消防吏員	
富津市	205.5 km <sup>2</sup>	45,601 人		90 人	
君津市	318.8 km <sup>2</sup>	86,033 人		160 人	
安房郡市	576.5 km <sup>2</sup>	128,451 人	館山市	47,464 人	264 人
			鴨川市	33,932 人	
			南房総市	39,033 人	
			鋸南町	8,022 人	

・パターン2

君津4市



構成地域	面積	管轄人口	消防吏員
富津市	205.5 km <sup>2</sup>	45,601 人	90 人
木更津市	139.0 km <sup>2</sup>	134,141 人	189 人
君津市	318.8 km <sup>2</sup>	86,033 人	160 人
袖ヶ浦市	94.9 km <sup>2</sup>	60,952 人	126 人

**【君津市：小規模消防本部】**

隣接する地域

構成地域	面積	管轄人口		消防吏員	
君津市	318.8 km <sup>2</sup>	86,033 人		160 人	
木更津市	139.0 km <sup>2</sup>	134,141 人		189 人	
市原市	368.2 km <sup>2</sup>	274,656 人		375 人	
富津市	205.5 km <sup>2</sup>	45,601 人		90 人	
安房郡市	576.5 km <sup>2</sup>	128,451 人	館山市	47,464 人	264 人
			鴨川市	33,932 人	
			南房総市	39,033 人	
			鋸南町	8,022 人	
夷隅郡市	406.2 km <sup>2</sup>	75,000 人	勝浦市	19,248 人	180 人
			いすみ市	38,594 人	
			大多喜町	9,843 人	
			御宿町	7,315 人	

**【四街道市：小規模消防本部】**

隣接する地域

構成地域	面積	管轄人口		消防吏員	
四街道市	34.5 km <sup>2</sup>	89,245 人		115 人	
千葉市	271.8 km <sup>2</sup>	971,882 人		998 人	
佐倉市八街市 酒々井町	197.6 km <sup>2</sup>	264,428 人	佐倉市	172,739 人	384 人
			八街市	70,734 人	
			酒々井町	20,955 人	

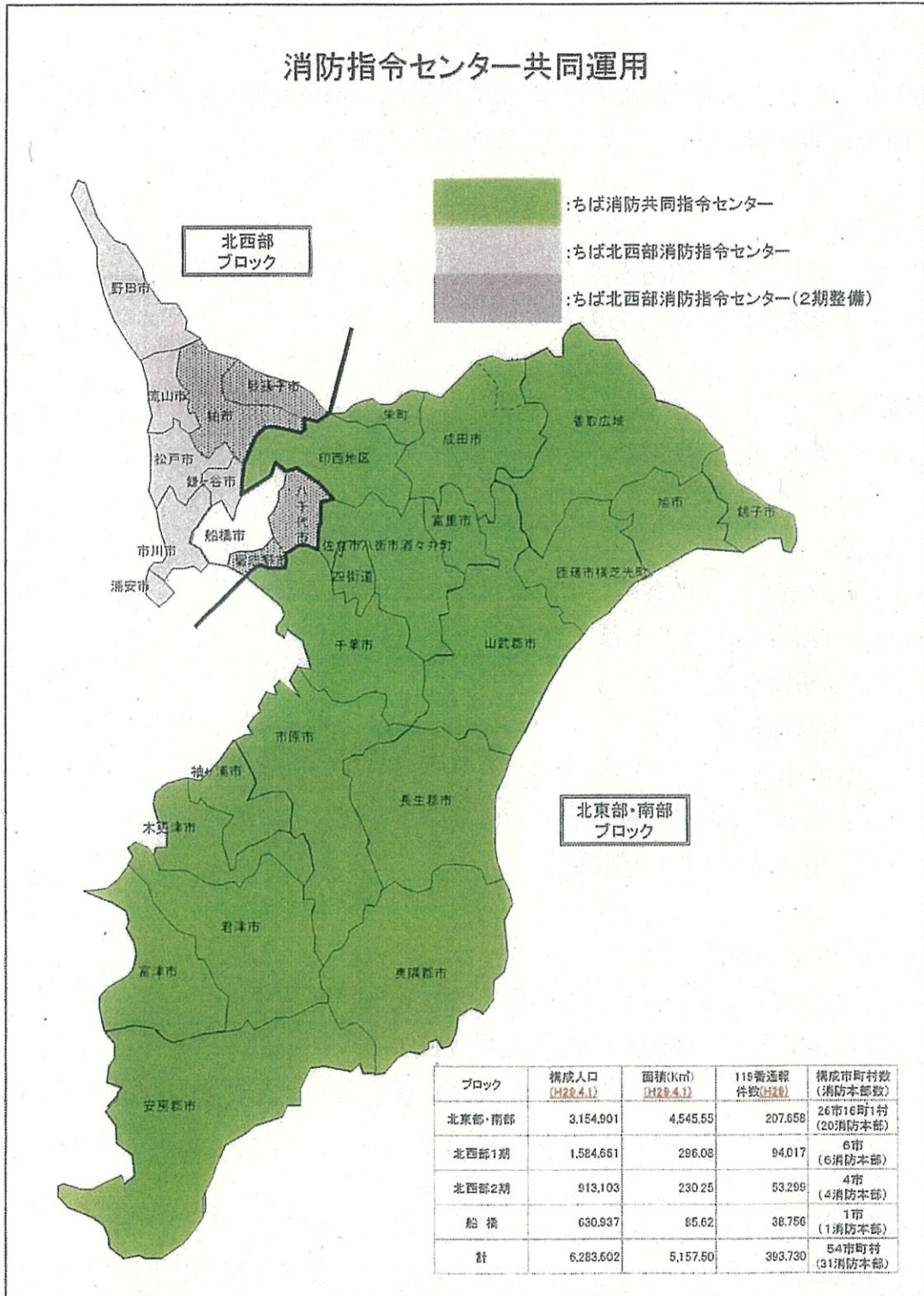
**【袖ヶ浦市：小規模消防本部】**

隣接する地域

構成地域	面積	管轄人口	消防吏員
袖ヶ浦市	94.9 km <sup>2</sup>	60,952 人	126 人
木更津市	139.0 km <sup>2</sup>	134,141 人	189 人
市原市	368.2 km <sup>2</sup>	274,656 人	375 人

## 消防指令センターの共同運用

平成 20 年の県計画策定後、県内を大きく 2つのブロックに分けた共同指令センターの設置に向け、協議会の設置や各種計画の策定を進め、平成 25 年 4 月より共同指令センターの運用を開始しました。



## ○袖ヶ浦市消防委員会条例

昭和48年3月19日

条例第15号

### (設置)

第1条 本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、袖ヶ浦市消防委員会(以下「委員会」という。)を置く。

### (任務)

第2条 委員会は、消防本部・消防署及び消防団に関する重要事項につき、調査審議し市長の諮問に応ずるものとする。

### (組織)

第3条 委員会は、非常勤の委員9人をもって組織する。

### (委員)

第4条 委員は、次の各号により市長が委嘱する。

- (1) 自治会を代表する者 3名
- (2) 消防関係者 3名
- (3) 学識経験者 3名

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平18条例40・一部改正)

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の中から互選する。

2 委員長は会務を統理し、委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び旅費等の費用については、袖ヶ浦市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和46年条例第26号)による。

(書記)

第8条 委員会に書記を置き、職員の中から市長が任免する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか委員会の運営その他必要な事項は、委員会が市長の同意を得て定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、従前の袖ヶ浦町消防委員会条例により委嘱された委員は、この条例の規定によりなされたものとみなす。
- 2 袖ヶ浦町消防委員会条例(昭和46年条例第77号)は、廃止する。

附 則(平成18年条例第40号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成20年6月14日までに改正後の第4条第1項第1号の規定により新たに委嘱された者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成20年6月14日までとする。

